

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



10月号

2007 (平成 19) 年
No. 37



フラダンス楽しいな！

9月18日、久美保育所で、園児のフラダンスの練習が行われました。11月に山口市で開催される山口県総合芸術文化祭「子ども夢プロジェクト」において、ちびっ子フラ「大島っ子」として練習の成果を発表する予定です。元気な子どもたちの夢が大きくふくらむことを期待しています。

周防大島町議会 議員定数を26から20へ

次の一般選挙から適用



周防大島町議会は、平成19年9月定例議会の最終日（9月19日）に、議員定数を現行の26から6議席少ない20とする条例改正案を議員提案し、可決しました。

この定数は次の一般選挙から適用されることとなり、来年11月の任期満了に伴い実施される町議会議員選挙は、20人の定数で執行されます。

本町の議員定数は、平成16年10月1日に合併した際、在任特例を適用せず、56人いた議員は、人口2万1千人に見合った地方自治法の上限である26人としていました。

しかしながら、今後予想される人口減や近隣市町の議員定数を考慮して、平成17年12月、議長から議会運営委員会に議員定数の調査・研究について諮問。本年6月には、議会運営委員長から議長に「定数を削減すべき」と答申されました。

議員1人あたりの報酬額は、年間約330万円であり、今回の削減で年間約1980万円の議員報酬が削減されることとなります。

◆議会運営委員会における協議状況

回	開催年月日	協議概要
第1回	平成17年12月19日	議長から議会運営委員会に議員定数の調査・研究について諮問
第2回	平成18年 3月20日	全国及び県内の状況等を調査・検討
第3回	平成19年 3月19日	全国及び県内の状況等を調査・検討
第4回	平成19年 6月 7日	全国、県内及び近隣市町と比較対比し、議会運営委員会での方針を調整後、議員提案とすることを確認
第5回	平成19年 6月22日	議会運営委員長から議長に削減すべきと答申

◆全員協議会における協議状況

最終確認日	平成19年 9月18日	議員全員協議会において協議の結果議員定数20人で本会議へ議員提案することを確認
-------	-------------	---

定数削減議案提案理由(要旨)

周防大島町議会の議員定数につきましては、周防大島町誕生にいたるまでの合併協議において、旧4町の議員さんの英知と英断により、全国でも数少ない在任特例を適用せず、設置選挙により新しい周防大島町議会議員選挙が行われ、議員定数は、法定上限数の26人を適用し、現在に至っているところであり、現時点に於いては、現状を重く受け止め、議員自らが目に見える形で姿勢を示すべきであるとの思いであり、提案するものであります。

今回の改正議案については、次の一般選挙から、現行定数の26人から6人減の20人に削減しようとするものであります。

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることに鑑み、その選出母体である住民の数を考慮し、また多元的な意思を統合し、町の意思を決定するに相応しい規模であることが必要であります。また、議会、議員のありべき姿、議会として機能すべき議員の一定の集積、本町の地域事情、さらに類似団体と比較するなど、諸々な点を総合的に検討を重ねてまいりましたが、議員数のいずれが適正数値であるかは、科学的な基準や、よるべき論拠も見出しがたく、最終的には諸要素を総合的に勘案し判断したものであります。

現下の本町を取り巻く諸情勢、とりわけ厳しい財政事情等を考慮し、町民の皆様から負託を受けた我々町議会議員としても、このような現状を重く受け止め、議員自らが目に見える形で姿勢を示すべきであるとの思いであり、提案するものであります。

○提出者

荒川政義(議会運営委員長)

○賛成者

伊藤秀行(総務文教常任委員長)

魚原満晴(民生常任委員長)

中本博明(建設環境常任委員長)

議員定数検討内容

◆地方自治法に定める議員上限定数

人口規模	議員上限定数
2千未満の町村	12人
2千以上 5千未満の町村	14人
5千以上 1万未満の町村	18人
1万以上 2万未満の町村	22人
5万未満の市及び2万以上の町村	26人
5万以上 10万未満の市	30人
以下省略	

◆本町の今後の人口推計

年月日	人口数
平成17年10月1日	21,392人 (国勢調査実績)
平成22年10月1日	20,133人(推計)
平成27年10月1日	18,181人(推計)

◆全国町村の現状

(平成18年7月1日現在：議会実態調査)

※本町の実態に即し、人口2万人以上、面積138km²以上の52町村を比較

条例定数	自治体数	合計	割合
28人	1	1	2%
26人	13	13	25%
24人	5	38	73% (法定数以下)
22人	10		
20人	12		
18人	7		
16人	3		
14人	1		
計	52		

◆山口県内市町議員定数に係る現状等(抜粋)

(平成19年6月1日)

市町名	平成17年 国勢調査人口 (人)	面積 (km ²)	条例 定数 (人)	法定 上限数 (人)
	議員一人 当たり人口	議員一人 当たり面積		
光市	53,971	91.94	22	30
	2,453	4.18		
下松市	53,509	89.36	24	30
	2,230	3.72		
柳井市	35,927	139.87	23	26
	1,562	6.08		
田布施町	16,287	50.35	14	22
	1,163	3.60		
平生町	14,203	34.45	12	22
	1,184	2.87		
上関町	3,706	34.79	14	14
	265	2.49		
周防大島町	21,392	138.11	26	26
	823	5.31		

◆定数を20とした時の議員一人当たりの人口・面積

市町名	人口	面積	人口	面積
周防大島町	21,392	138.11	20	26
	1,070	6.91		

平成 18 年度決算報告

一般会計歳入

158 億 2384 万 1 千円
(単位：千円)

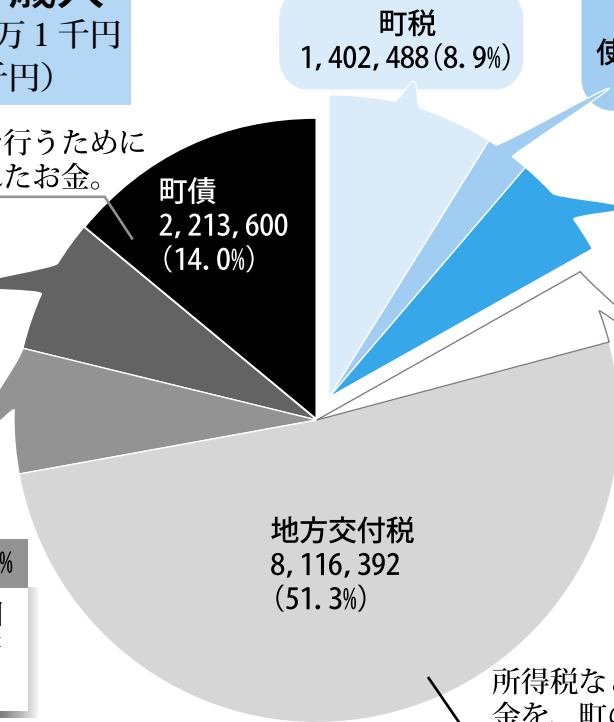
大きな事業を行うために
町が借り入れたお金。

県支出金
1,139,335
(7.2%)

国庫支出金
1,055,234
(6.7%)

依存財源 83.2%

地方交付税や国・
県から割り当
てられるお金。



分担金・負担金
132,322 (0.8%)
使用料・手数料
245,588 (1.6%)

自主財源 16.8%
町税や手数料な
ど町が自主的に
収入するお金。

財産収入 29,949 (0.2%)
寄付金 503 (0.0%)
繰入金 196,963 (1.2%)
繰越金 347,484 (2.2%)
諸収入 309,385 (2.0%)

地方譲与税 307,183 (1.9%)
利子割交付金 6,347 (0.0%)
配当割交付金・株式等譲渡交付金 11,808 (0.1%)
地方消費税交付金 175,921 (1.1%)
自動車取得税交付金 96,536 (0.6%)
地方特例交付金 33,337 (0.2%)
交通安全対策特別交付金 3,466 (0.0%)

所得税など国が徴収したお
金を、町の財政状況に応じ
て国から交付されたお金。

一般会計歳出

156 億 260 万 7 千円
(単位：千円)

特別会計への
繰入金などに

借り入れたお金
を返すために

災害の復旧のために

災害復旧費
302,435 (2.0%)

教育費
933,584 (6.0%)

教育・文化のために

消防費
467,688 (3.0%)

消防・防災のために

土木費
453,844 (2.9%)

道路・港湾・住宅の
整備・維持のために

商工費
391,570 (2.5%)

商工観光の振
興のために

農林水産業費
1,093,387 (7.0%)

農林水産業の
振興のために

衛生費
2,267,591 (14.5%)

保健衛生・環
境のために

民生費
1,656,501 (10.6%)

児童・老人・
障害者の福祉
のために

総務費
2,135,055 (13.7%)

町の総括的な
ことのために

議会費
143,258 (0.9%)

町議会の運営のために

諸支出金
2,765,543 (17.7%)

公債費
2,992,151 (19.2%)

平成 18 年度周防大島町一般会計・特別会計歳入歳出決算が、
第 3 回周防大島町議会定例会で認定されました。9 月 19 日の

基金の状況 (単位：千円)

財政調整基金	1,223,002
減債基金	196,834
福祉振興基金	327,344
国民健康保険基金	51,390
介護給付費準備基金	102,403
ふるさと創生基金	67,047
中山間ふるさと水と土保全基金	31,131
県収入証紙貸付基金	3,000
奨学資金貸付基金	42,267
土地開発基金	100,135

地方債の状況 (単位：千円)

一般会計	25,483,299
簡易水道会計	4,545,980
公共下水道会計	1,905,341
農業集落排水会計	2,166,533
漁業集落排水会計	155,476
渡船会計	11,836

公営企業局 (病院事業) (単位：千円)

収益的収支	資本的収支
4,051,023	8,578,400
4,075,826	10,027,714
▲ 24,803	▲ 1,449,314
地方債の状況	7,227,053

特別会計決算 (単位：千円)

◆国民健康保険

歳入	3,380,921
歳出	3,280,220
差引	100,701

◆老人保健

歳入	4,906,120
歳出	4,797,088
差引	109,032

◆介護保険

歳入	2,784,329
歳出	2,699,745
差引	84,584

◆訪問看護

歳入	26,424
歳出	26,424
差引	0

◆簡易水道

歳入	1,087,533
歳出	1,087,533
差引	0

◆公共下水道

歳入	483,983
歳出	477,821
差引	6,162

◆農業集落排水

歳入	713,886
歳出	713,355
差引	531

◆漁業集落排水

歳入	44,439
歳出	44,439
差引	0

◆渡船

歳入	83,070
歳出	83,070
差引	0

◆交通災害

歳入	8,156
歳出	8,156
差引	0

安心のあるまち

防災行政無線整備



今年から始まった防災行政無線の整備は、現在東和地区で屋外拡声子局の建設を進めています。

○屋外拡声子局

屋外拡声子局は、災害時に外にいる方へ災害情報を伝達する設備です。屋外拡声子局は柱の下で直接放送をすることも可能で、現地で避難誘導などが可能です。東和地区には新たに30か所建設します。その他の地区においては既設防災行政無線等の利用可能な柱についてはそのまま利用し設備を更新します。工事の間中はなにかと迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

○戸別受信機

戸別受信機は災害時に災害の様々な情報を住民の皆様へ伝達する大切な設備です。また平常時には役場からのお知らせなどを放送します。

5月から6月にかけて戸別受信機の貸与申請書の提出をお願いしていましたが、現在までに提出されていない世帯も若干あります。また提出をされていない方は常時受付をしていますので提出をお願いします。貸与申請書は各総合支所に用意してあります。

■問い合わせ／政策企画課 ☎ 74・1007

今、なぜ、行財政改革!?



本年5月号から「待ったなし！行財政改革」と題しシリーズで本町の行財政改革への取り組み状況をお知らせしてきましたが、行財政改革とは、町の予算や職員数、公共施設などを適正な規模にしたリ、役場の仕事の仕方を住民本位の、時代にふさわしいものに変えていくということです。

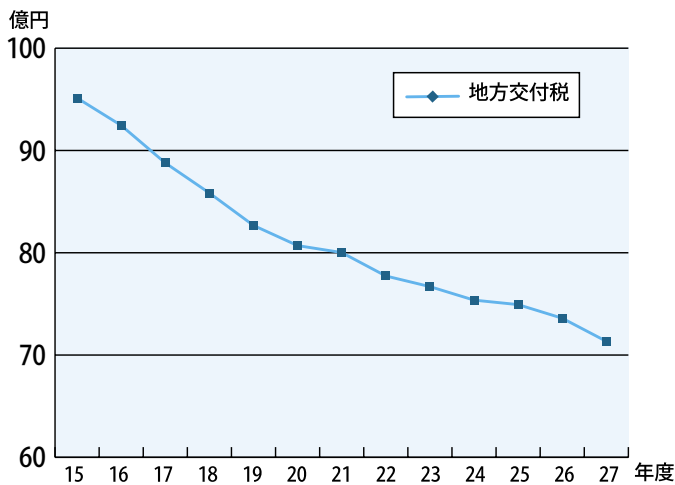
シリーズを総括し今なぜ行財政改革が必要なのか、再度考えてみたいと思います。

平成18年度の周防大島町各会計決算が議会で認定されました（4～5ページ参照）。決算状況を見ていただければおわかりと思いますが、歳入の大半を地方交付税や国・県支出金に頼っています（歳入の約65・2%）。

高齢化が進み、農漁業が基幹産業である本町にとって大幅な税収の増も見込まれず、これらの財源は町の財政運営上、不可欠なものとなっております。

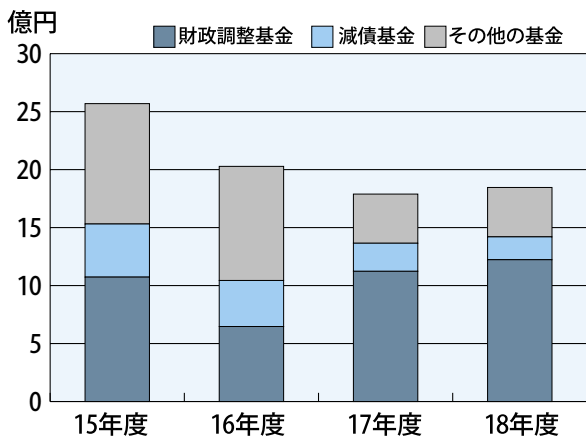
ところが、周防大島町が誕生した平成16年度から国の制度が大きく変化し、三位一体の改革により国庫補助負担金や地方交付税を減額し、所得税から住民税へ税源移譲が行われました。

政府は、平成16年度から平成18年度までに国庫補助負担金や地方交付税の減額で約9・8兆円、税源



移譲で約3兆円の成果があったとしていますが、地方にとっては約3兆円税金が増加しても、逆に約9・8兆円の地方交付税等の減額となり、減額のほうが6・8兆円も多く、本町の財政にも大変厳しい影響が生じたこととなります。

さらに、地方交付税については、これから平成27年度までに人口の減少や合併に伴う加算等の廃止により10億円程度の減額が見込まれます。



合併により特別職や議員さんも減り、職員も減って、人件費だけでもかなりの合併による削減効果が出ていますが、それ以上に国の改革のスピードが早かったというのが現実となっております。

本町では、行財政改革が合併後いち早く取り組むべき緊急の課題ととらえ、できる限りの節約をし、借金（町債）を減らしながら、貯金（基金）を取り崩し、住民の皆さんに合併して良かったと感じていただけるように仕事をしてきましたが、高齢化や三位一体の改革の影響などにより、今後とも収入が減り続ける状況が続きます。

このままでは、貯金も無くなり、住民の皆さんが真に必要とするサービスすら提供できない町になってしまふ恐れがあります。

だからこそ改革を行わなければならぬのです。収入を増やし支出を減らす努力をしなければなりません。

今後とも取り組む改革の内容は次のとおりです。

収入を増やす努力

- ・ 町税などの徴収率の向上
- ・ 水道や下水道使用料の適正化
- ・ 各種負担金や施設使用料の見直し
- ・ 不要不急の町有財産の売却

支出を減らす努力

- ・ 職員数の削減や給与見直しによる人件費削減
- ・ 選択と集中による事務事業の縮小、中断、廃止を含めた見直し
- ・ 指定管理者制度や民間委託による施設管理等の見直し
- ・ 組織、機構の見直しによる効率的な行財政運営

以上のようなことに取り組んでいきますが、行財政改革は行政だけできるものではありません。税源移譲により町のいろいろな仕事について、国からの助けなしに自分たち自らが物事を決定し、自分たちの責任で仕事をする事が求められています。

行政や財政の決まりや仕事の内容を見直し、無駄を省き、必要な我慢もする。しかし、やるべきことはきちんとする。これが行財政改革の基本です。

周防大島町の行財政基盤をしっかりとしたものにし、自立と持続可能なものにするためには思いきった決断が必要です。そしてその決断を実行するためには住民の皆さんのご理解とご協力が不可欠となります。

そのためにも正確な情報を提供し、共通理解のもとに住民の皆さんと協働で行財政改革を推進してまいりますのでよろしくお願ひします。

中学校統廃合に伴う跡地利用に係る提案の募集

平成19年6月町議会定例会において、平成21年4月に情島中学校を除く8中学校を久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の4中学校に統合することが決定し、次表の中学校が廃校となります。

このため、統合後の学校の有効活用について提案を募集しますので、11月15日(木)までに、郵送、ファックスまたはメールで、ご提案くださいますようお願いいたします。(様式は問いません。)

ただし、それぞれの中学校は、文部科学省または旧防衛施設庁の補助金で整備したため、財産処分にあたっては、以下の制限がありますが、今回は民間活用を含む自由なご提案をお願いします。

- ①平成12年度以前に取得した鉄筋コンクリート造の財産処分制限期間は60年です。
- ②文部科学省の補助事業については、財産処分制限期間未経過の学校施設であっても、補助後10年を経過した施設を、設置者内で公共用・公用施設へ転用する場合または、学校法人・社会福祉法人へ無償貸与する場合は補助金返還を生じません。
- ③旧防衛施設庁の防音事業により改築・改造を行った学校施設を財産処分する場合は、防音の補助目的(音響による障害の緩和)が継続される施設への転用に限定されています。

■問い合わせ／
教育委員会総務課学校統合推進班
☎78・2206
ファックス78・0909
Eメール kyoi@town.suo-oshima.lg.jp

統合後有効活用が必要となる中学校

学校名	校舎				校地面積 (㎡)		
	年度	構造	面積	補助省庁	建物敷地	運動場	借用
日良居中学校	S52	RC 3階外	2,047 ㎡	文科、防衛	6,892	8,151	
〃 (屋体)	S58	RC 平屋	880 ㎡	文科			
蒲野中学校	H01	RC 2階	1,504 ㎡	防衛	1,590	6,614	
沖浦中学校	S24	W 2階外	2,028 ㎡	文科			9,818
油田中学校	S49	RC 4階外	1,801 ㎡	文科	805	2,467	

※RC=鉄筋コンクリート造 W=木造

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることを知らせる情報です。

緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を守るために、情報を受けたときにどのように行動すればいいか理解しましょう。

周囲の状況に応じて、落ち着いて、身の安全を確保しましょう。

住宅用火災警報器の設置について 大切な命を火災から守るために

消防法等の改正により、住宅火災による死傷者の減少を目的として、住宅用火災機器（火災警報器など）を、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日までに設置することが義務付けられました。取り付ける場所は、就寝に使われている部屋や階段の上部などです。

火災警報器は、消防設備取扱店、ホームセンターおよび家電販売店などで購入できます。価格は、機能や耐久性により異なりますが、5年から10年使用できる物が、1個当たり数千円から1万円前後です。購入の際は、日本消防検定協会が鑑定したNSマークの付いた物をお勧めします。

- ①家庭
 - ・頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる
 - ・あわてて外へ飛び出さない
 - ・その場で火を消せる場合は火の始末をする
- ②屋外
 - ・ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に注意



火災を起こさないよう、日ごろからの注意が最も大切ですが、大切な命を守るために、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

『悪質な訪問販売にご用心!』

消防署や町役場が直接「住宅用火災警報器」を販売することはありません。《トラブル防止のポイント》

- ・一人での対応や契約をしない
- ・玄関の外で対応する
- ・おかしいと思ったらはっきり断る

■問い合わせ先

柳井地区広域消防本部
 ☎0820(22)0040
 または役場総務課 ☎74-1000

安心と信頼のハートピア共済 ～事業所で加入しませんか～ 中小企業勤労者共済制度

型 種	対 象 者	加入年齢	月掛金 (1人)	交通事故死亡の 給付金額
1 型	県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者で契約発効日の前日まで健康な方 (事業所加入される場合は事業主も加入できます)	満 15 歳以上	450円	240万円
2 型		満 65 歳未満	900円	480万円
3 型			1,500円	720万円
4 型		満 15 歳以上 満 50 歳未満 (満 55 歳になるまで継続加入できません)	2,000円	1,000万円
高齢者型		満 65 歳以上 満 71 歳未満	450円	100万円
ファミリー型	1 型～4 型に加入している本人、配偶者および子供	0 歳以上 満 65 歳未満 (子供は満 25 歳未満)	500円	200万円

従業員の福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。

なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として算入できます。

■加入の申し込み・問い合わせ先

周防大島町勤労福祉共済会（事務局：周防大島町商工観光課）
 ☎79-1003

この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。

月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセツトで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。

入院については、さらに充実・・・5日以上入院したとき、1日目から給付金をお支払いします。

今年4月からお願いしていました周防大島町青少年健全育成活動募金については、多くの皆様のご支援と多大なご協力をいただくことができました。

募金額については、次の通りご報告します。誠にありがとうございます。ありがとうございました。皆様の温かいご支援に対しまして深く感謝申し上げます。

皆様がお寄せくださいました募金で、今年度は「登下校見守り隊」の腕章を作成し、地域の見守り活動の充実・発展に有効に活用したいと思っております。

まずは、募金のお礼とご報告を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

周防大島町青少年育成町民会議

会長 松村和敏

○募金について

募金総額 36万3391円（9月10日現在）

○腕章について

写真の腕章を合計920個作成しました。町内各小中学校に40個、公民館等公共施設にも合計40個配布します。

がんばれ！ ちびっ子フラ「大島っ子」



昨年開催された「国民文化祭やまぐち2006」において、町内でフラダンスの祭典が開催されました。この中で、町内の保育園児がフラダンスを披露し大変好評でした。

今年も、11月11日(日)に山口情報芸術センターで開催される、山口県総合芸術文化祭「子ども夢プロジェクト」において、町内の保育園児が、「ちびっ子フラ『大島っ子』」としてフラダンスの発表をすることになりました。発表に向けて、9月から、町内8つの保育園で練習が始まっており、「子ども夢プロジェクト」には、この内のいくつかの保育園が参加する予定です。



めざせ！

かしの消費者

法律事務所名で封書が届いた

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

法律事務所名で「民事提訴通告書」と書かれた封書が届いた。通信販売で購入した商品の代金が未払いのため手続きを執ったと書かれている。どう対応したらよいか。

【処理】

身に覚えがないのであれば、応じる必要はないので、絶対に相手に連絡を取らないよう助言しました。

身に覚えのない請求を受けた際は、相手と連絡を取ったり、お金を振り込む前に、県消費生活センターや、お近くの市町の消費者相談窓口にご相談ください。

【ワンポイント講座】

8月中旬以降、封書による架空請求と思われる相談が増えてきています。封書は、主に20歳代から30歳代の女性に送られています。

これは、何らかの方法により個人情報を入力し、その情報をもとに、誤解を起させる内容の封書を送りつけ、消費者の不安を駆り立ててお金をだまし取るうとする架空請求



ほうでえ～

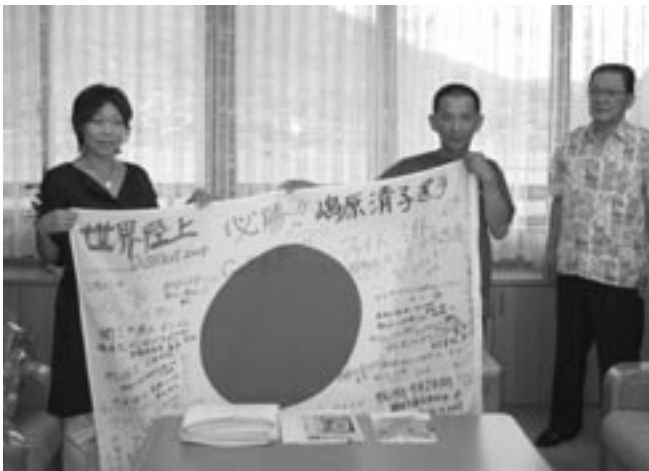
ありゃ～のう

周防大島町の話題

世界陸上女子マラソンで活躍

世界陸上2007大阪女子マラソンで6位に入賞した嶋原清子選手（小松開作出身）が9月14日、町長を表敬訪問しました。9月2日のマラソン当日は、大島文化センターで総合型地域スポーツクラブNPOココロとカラダ研究会の企画で、大スクリーンによる応援会が行われました。応援会では参加者が激励のメッセージを国旗に書き込み健闘を祈願。このときの国旗が嶋原選手に手渡されました。

嶋原選手は「離れていても熱い応援は届きました。」と笑顔で答え、北京オリンピック選考レースへの出場など、オリンピックへ向けての意欲を見せていました。



大スクリーンによる応援会



ココロとカラダ研究会会長から国旗の贈呈（写真上） 歓迎の出迎えを受ける嶋原選手（写真右）

各地で敬老会開催

9月17日の敬老の日を前に、町内各地で敬老会が開催されました。それぞれの地区で子どもたちの作文朗読や歌、演奏など趣向を凝らした催しが行われ、集まったお年よりは楽しい一日を過ごしました。



橘地区敬老大会（9月14日）



三浦地区敬老大会（9月11日）

幕末の戦い、洋上から学ぶ

周防大島とその周辺で行われた四境戦争・大島口の戦い（慶応2、1866年）の戦場を船で巡る学習会が9月8日、大島商船高等専門学校と周防大島文化交流センターの主催で開催されました。県内外から歴史ファン30人が参加。同高専の講師・田口由香さんが、大島丸船上から戦いの模様を解説しました。

周防大島は四境戦争が開始された場所。島は一旦幕府軍に占領されましたが、世良修蔵らの活躍により長州側が奪還、この勝利が明治維新にまで結びつきました。

参加者は「島民が団結して幕府軍を破った様子がわかり、とても良かった」と満足そうでした。



中学生の職場体験



やってみたいと思う職業を実際に体験し、将来の目的意識と学習意欲を高めるため、久賀中学校2年生の生徒が職場体験学習を行いました。9月26日と27日の二日間、保育所や商店など久賀地区の事業所が体験を受け入れました。

久賀歴史民俗資料館での仕事を希望した藤永紘己くんは、資料館の受付や清掃、かまどでの炊飯を体験。火のおこし方などを職員に指導してもらいながら熱心に作業をしていました。

9月9日・救急の日に訓練

地震が起きてもあわてずに！

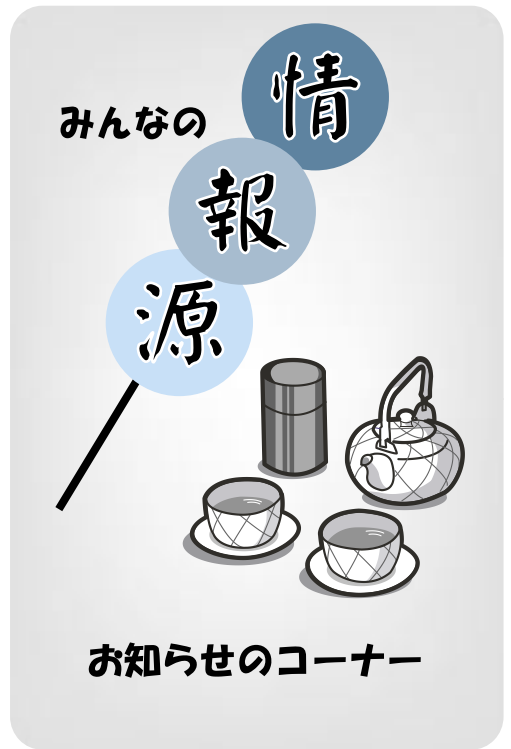
防災週間にあわせ9月2日、内入自主防災組織（城山恭一本部長）で約90人が参加し、防災避難訓練が行われました。今回は昨年の結成から2回目の訓練。午前9時に地震発生、続いて津波警報の発令という想定で、各家庭では火の元などの安全点検を行い、非常持ち出し袋などを手に同地区の高台にある農村公園へ避難しました。

地震はいつ起こるかわからないだけに、参加者のみなさんは気を引き締めて訓練に臨んでいました。



9月9日、東屋代で大島地区消防団による消防訓練が行われました。三浦・沖浦地区分団と本部分団、東消防署など約100人が参加。積載車とポンプ3台をホースで連結し約500メートル先へ放水しました。

山林火災など困難な現場での消火活動を迅速に行えるよう、団員一人ひとりが真剣に取り組んでいました。



募集

滞在型市民農園「ガルトンヴィラ大島」入園者募集

友人、知人等で市民農園に興味のある方がいらっしゃいましたら、役場農林課までお知らせください。

■募集区画／1区画（2号）

申込者多数の場合は抽選となります。

■利用料／
年額38万2320円

■利用期間／

平成19年12月1日から
（最長5年間更新可能）

■申込期限／10月25日（休）

■問い合わせ／農林課
☎79・1002

学校給食センター調理業務等委託募集

教育委員会では、次のとおり学校給食の調理業務等を受託する事業者を募集します。

■委託内容／

学校給食の調理、配送、洗浄およびこれに付随する業務（一括して行えること）

■業務場所／

①調理業務

・周防大島町橘学校給食センター

・配送先

周防大島町立安下庄小学校、島中小学校

周防大島町立安下庄中学校、日良居中学校

②調理業務

・周防大島町東和学校給食センター

・配送先

周防大島町立油田小学校、和田小学校、森野小学校、城山小学校

周防大島町立油田中学校、東和中学校

ただし、それぞれのセンターごと個別の応募となります。

■委託期間／

平成20年4月1日～平成23年3月31日（3年間）

■委託予定日数・1日食数／

年間
橘給食センター
約206日

東和給食センター
約204日

・1日食数

橘給食センター
約320食

東和給食センター
約290食

■応募資格／

・食品衛生法の飲食店営業の営業許可を取得していること

・一定の場所です5年以上営業を継続していること

■応募期限／

11月15日（休）午後5時まで

■説明会（業務仕様等の詳細

についての説明会）／

・日時 10月25日（休）

午前10時から橘給食センター、午前11時から東和給食センターの説明会

・場所 橘総合センター

■問い合わせ／

橘給食センター（橘総合センター）☎77・0100

東和給食センター

（教育委員会総務課☎78・0700）

※詳細については、周防大島町のホームページをご覧ください。

**周防大島町商工会工業部
会技能資格取得奨励金募集（平成19年度分）**

■対象者／周防大島町商工会工業部会員の事業主・役員・専従者・従業員

・交付は1人1回まで、1企業あたり最高6名、合計3万円までとします。

■対象資格／工業振興に資する平成19年度実施の国家技能資格・検定等

・公的機関が関与するもので、安全衛生関係も含みます。

・新規取得の場合を対象とし、更新の場合は対象となりません。

■奨励金／資格取得者1人1

回に限り、最高5000円程度を会員企業に支給

・提出期限までに受け付けた申請について一括審査し、3月下旬に支給します。

・申請者数によっては、予算の都合上、減額調整して支給する場合がありますのでご了承ください。

■提出書類／所定の申込書に合格証等の写しを添付してご提出ください。

・申込書は本所、各支所および商工会ホームページ上に用意しています。

・資格の内容により、追加資料をお願いする場合もあります。

■提出先／周防大島町商工会本所、各支所

■提出期限／平成20年3月3日（月）まで随時受付

・平日午前8時30分～午後5時15分

・3月中に資格取得予定の場合などは事前にご相談ください。

■問い合わせ／

周防大島町商工会本所
☎79・0300
大島支所☎74・2012
橘支所☎77・0242
東和支所☎78・0002
久賀支所☎72・0478

相談

特設人権相談所

■日時／11月5日(月)

午前9時30分～正午

■場所／東和総合センター

■相談員／人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課

☎77-5505

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

配偶者・パートナーからの暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった、女性をめぐるいろいろな人権問題の解決に向けた助言と相談を、法務局職員または人権擁護委員が行います。

■実施日時／

11月12日(月)～18日(日)

午前8時30分～午後7時

ただし、土曜日・日曜日は

午前10時～午後5時

■相談電話番号／

☎0570(070)810

■問い合わせ／

山口地方司法書士協会
山口県人権擁護委員連合会
☎083(922)2295

司法書士サラ金・ヤミ金
無料電話相談

■実施日時／11月3日(土)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号／

0120(003)821

■内容／

消費者金融・信販会社・銀行等への月々の返済でお困りの方に、具体的な問題解決に向けた債務整理手続の紹介等のアドバイスをします。

■問い合わせ／

山口県青年司法書士協議会
相談会担当 松井成夫

☎0835(22)6533

法的な困りごとは、法テラスへお電話ください

法テラスは、総合法律支援法に基づいて設立された法人です。

法的トラブルに応じた最も適切な機関・団体の情報を無料で提供します。

○法テラス(日本司法支援センター)コールセンター

☎0570-078374

平日午前9時～午後9時

土曜午前9時～午後5時

土曜午前9時～午後5時

(日曜・祝日除く)

※収入の少ない方には契約弁護士・司法書士事務所での無料法律相談が受けられます。(民事法律扶助制度)

○法テラスでの無料法律相談

日・毎週月曜日午後1時30分～4時30分

予約先 法テラス山口

☎050(3383)5490

月曜日(金曜日(祝日除く))

午前9時～午後5時

■問い合わせ／

日本司法支援センター
山口地方事務所

☎050(3383)5490

年末調整説明会

■開催日／11月22日(木)

■会場／久賀総合センター

■時間／

・午前の部

午前10時30分～正午

・午後の部

午後1時30分～3時

■対象者／

町内の源泉徴収義務者
(個人・法人)

※注

1. 午前・午後の部ともに説明会の内容は同じですので、ご都合のよい方にご出席ください。

2. 説明会では、事前に送付

した「年末調整のしかた」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出の手引き」などのパンフレットを用いて説明しますのでご持参ください。

■問い合わせ／柳井税務署

☎0820(22)0277

小児救急医療機関の適切な受診にご協力を

休日や夜間に、多くの軽症の小児患者が救急病院を受診しており、小児救急医療体制を維持することが難しくなっています。

次のことにご協力をお願いします。

○かかりつけ医を持って、なるべく昼間に受診しましょう。

○近くの休日在宅当番医や休日夜間小児診療協力医療機関を利用しましょう。

○受診の判断が難しい場合などは、小児救急医療電話相談を利用しましょう。

■小児救急医療電話相談／

☎#8000(短縮ダイヤル)

☎083(921)2755

毎日午後7時～10時受付

■問い合わせ／

県医療保険課

☎083(933)2924

町健康増進課

☎77-5504

干支ちぎり絵一日講習会

来年は「戊子(つちのえね)」年。手すき和紙を使って作ってみませんか。初めての方でも、その日に仕上げることができるよう丁寧に指導します。

◆日時・場所／

11月30日(金) 橘総合センター

午後1時30分～

12月1日(土) 久賀総合センター

午後1時30分～

◆講師／和紙ちぎり絵講師 岡村てる先生

◆教材費／1セット(2枚組) 1522円

◆持参するもの／のり、ハサミ、筆記用具

◆申し込み締め切り／11月22日(木)

◆申し込み・問い合わせ／

橘総合センター☎77-0100

久賀総合センター☎72-2271

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です。

総務省では、行政相談制度を広く国民の方々に知っていただき、利用していただくために、10月15日から10月21日までを「行政相談週間」として、各種の行事を実施することとしています。

周防大島町においては、4名の行政相談委員さんが行政相談週間にかかわらず、毎月の日程で行政相談所を開いています。

地区	相談委員氏名	相談日	場所
久賀地区	末満良勇	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
		第3火曜日 13:30～15:30	椋野出張所
大島地区	橋爪雅子	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	中村興家	第3火曜日 13:30～15:30	自然休養村管理センター
橘地区	二宮信三	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

お知らせ

高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法により、山口県内の広域予防接種医療機関において高齢者のインフルエンザ予防接種(1回)を公費負担(一部自己負担)で実施します。

■実施期間/11月1日(木)～平成20年2月29日(金)

■必要経費

自己負担金 1050円

※生活保護世帯の方は自己負担免除となります。

■対象者

インフルエンザ予防接種を希望される方で、周防大島町内に住所があり接種日において次の方が対象になります。

○65歳以上の方

○60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有するもの、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの。

■持参するもの

住所および生年月日が確認できるもの(健康保険証等)
※予診票は医療機関にあります。

■問い合わせ/健康増進課
☎77-5504

10月17日から23日は薬と健康の週間です。

「火は見てる あなたが離れる その時を」
11月9日(金)から15日(木)まで
秋季全国火災予防運動が実施されます。

○重点目標
①住宅防火対策の推進
②放火火災・連続放火火災予防対策の推進
③特定防火対象物等における

○薬の相談室
☎083(923)1193
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午
午後1時～4時

裁判員制度Q&A



Q 裁判員を辞退することはできないのですか？

A 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合には辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらおう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が過重なものにならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や重い疾病や障害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退理由が定められており、裁判所がそのような事情にあたると認めれば辞退することができます。



ルーラル・ゆうゆう・フェスタ

◆日時／11月10日(土)・11日(日)

午前9時～午後3時

※スタンプラリー終了時間は午後2時(各開催会場とも)です。

○戸田青空市

戸田(10日(土)のみ)

午前5時30分～午前11時30分

○文珠の里フェスタ

東三浦(JA山口大島三浦支所)

○潮風フェスタ437

久賀港横(JA山口大島本所前)

○おれんじの里フェスタ

土居(日良居中学校体育館前)

○うみの幸・やまの幸フェスタ

長崎(道の駅サザンセットとうわ)

※本年より、スタンプラリー終了時間を設定していますので、お間違えのないようお願いいたします。

◆問い合わせ／農林課 ☎79-1002

※フェスタのチラシは、各総合支所、出張所または農林課に置いてあります。

情報提供のお願い

周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会では、周防大島町が持っている資源(農林水産物、歴史、自然、社会、文化、人材など)を活用した都市住民と地元住民との交流活動を進めています。

現在、地域の情報を1年かけて集め、季節ごとの情報を提供する予定です。「海岸清掃など地域行事」、「亥の子など伝統行事」、「郷土料理を食べさせてくれる所」、「みかん狩りなど農業・漁業体験」、「朝日・夕日が一番きれいな場所など自慢できるスポット」など情報がありませんでしたら提供をお願いします。

■連絡先／農林課農林振興班

☎79-1002
ファックス79-1021
Eメール
norin@town.suo-osima.lg.jp

子育て家庭応援優待サービスを開始

子どもや子育て家庭を社会全体で応援する「やまぐち子育て文化の創造」を目指して、10月から、協賛事業所において、子ども連れの方などへの優待サービスを開始します。○協賛事業所はどこにあるの？

ホームページで紹介しています。
http://www.yamaguchi-kosodate.net/yutai/

携帯電話からもアクセスで

携帯電話からもアクセスで

きます。

○サービスを受けるには？

・サービスの内容、利用対象提供日は、事業所が独自に設定していますので、予め確認してください。

・子ども連れであることなどを原則目で見確認します。

・利用の際は、サービスを受ける旨の意思表示をしてください。

■問い合わせ／
山口県子ども未来課
☎083(933)2754
ファックス
083(933)2759
Eメール
yutai@yamaguchi-kosodate.net

運転免許申請時の提出書類に関する法改正について

他人になりすまして運転免許証を不正に取得し、これを犯罪等に使用する事件が発生し、社会問題となつています。これを未然に防止するため、運転免許申請時において、住民票等の他、「本人であること」を証明するに足りるもの(提示義務)が規定されました。「本人であることを確認する書類など」として

- ・健康保険証被保険者証
- ・住民基本台帳カード
- ・パスポート
- ・公の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書、身分証明書
- ・その他の書類(学生証、社員証等)

平成19年9月19日以降の免許申請時には本人であることを確認するため、前記のとおり書類が必要となります。

※運転免許証をすでに取得している方が、他の種類の運転免許を申請する際は必要ありません。

(根拠)道路交通法施行規則第17条第2項)

耐震改修に係る固定資産税減額措置について

平成18年4月1日施行の耐震改修促進税制により、既存住宅の耐震改修を行うと、対象住宅の固定資産税(床面積120㎡/戸相当分まで)が翌年度から最大3年間、2分の1に減額されることになりました。減額を受けるためには、工事完了後3か月以内に固定資産税減額証明書を添付して町税務課に申告しなければなりません。証明書の申請手続きは町総務課で行います。対象となる要件、申請に必要な書類等はお問い合わせください。

■減額証明書申請手続き・問い合わせ／総務課消防防災班
☎74-1000

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成19年4月の税制改正により該当物件について減額措置が受けられます。なお詳細については、周防大島町公式ホームページをご覧になるか税務課までお問い合わせください。

■問い合わせ／税務課
☎74-1008

催し

第19回橘生涯学習発表大会・第50回文化芸能祭

日ごろの練習、製作の成果をぜひご覧ください！

○芸能発表会

■日時／11月3日(出)文化の日

昼の部 午後1時～
夜の部 午後6時～

※出演団体数により時間が変更になる場合があります。

■内容／

舞踊、コーラス、演奏、ラオケほか

○作品展示会

■日時／

11月10日(出)
午前9時30分～午後7時
11月11日(出)
午前10時～午後5時

■内容／

俳句、短歌、書道、写真、絵画、手芸、生け花、陶芸、茶道ほか

■場所／
芸能発表会、作品展示会とも橘総合センター

■問い合わせ／

橘総合センター
☎77・0100

大島ふるさと文化祭・商船祭

■日時／

11月3日(出)文化の日
午前9時～午後3時
花火 午後7時

■場所／
大島商船高等専門学校

■内容／

生涯学習展・園児作品展・フリーマーケット・食べ歩きコーナー・保育園、小学校演奏・商船実験室公開・大島丸体験航海・商船手旗踊・花火・和太鼓演奏会・部活出し物・チョイワルオヤジコンサート・自主制作映画・ライブほか

■問い合わせ／大島教育支所
☎74・5300

第19回ふれあいコンサートinkか・文化作品展

○ふれあいコンサートinkか

■日時／11月10日(出)
午前9時から

※出演団体数により時間が変更になる場合があります。

■場所／

久賀総合センター大会議室

■内容／

合奏、合唱、大正琴、天平箏、ウクレレほか

■出演者／

学校、保育園、公民館学級、自主学習グループなど

○文化作品展

■日時／

11月5日(月)～11月30日(金)
4グループに分け1週間交代(月から金) 展示

■場所／

久賀総合センターロビー

■内容／

手芸、絵画、書道、盆栽、生花ほか

■出展者／

学校、保育園、公民館学級、自主学習グループなど

※展示作品の募集をします。

■申込期限／10月22日(月)まで

申込み方法については、お問い合わせください。

■問い合わせ／

久賀総合センター
☎72・2271

暮らしを支える税
「税を考える週間」
11月11日(日)～17日(土)

警 署 だ よ り

お し ま

大島警察署管内では、9月15日現在、交通死亡事故で亡くなられた方が3名で、前年比で2名の増加となっております。

交通事故の多くは、危険の発見が遅れたことにより起きています。周囲が見えにくい薄暮時、夜間の事故を防ぐために、ドライバーのみなさんは早めのライト点灯を心がけ、また歩行者のみなさんは反射材を活用して自分をしっかり目立たせましょう。

○夕暮れ時は明暗のコントラストが弱まり、安全確認が困難になります。ライトを早めに点灯し、昼間よりも慎重に運転をしましょう。

○ロービームばかりで走らず、ハイビームへのこまめな切りかえを行い、夜間の横断歩行者や自転車を早期に発見し、交通事故を未然に防ぎましょう。

○夜間の事故を防ぐポイントは、「自分を目立たせること」です。明るい色の服装や、反射材を活用するなど、相手に自分の存在をアピールする工夫をしましょう。

○反射材の中には、昼間は目立たなくても夜間はピッカリ目立つ黒色や茶色のものもあります。靴には、かかとだけではなく側面にも反射材を貼付して、車両等から発見されやすいようにしましょう。

みんなで作ろう 安心大島

オープン柑きつ試験場

■とき／10月17日(水)

午後1時～4時

■ところ／大島柑きつ試験場

■内容／

○ほ場展示

・県オリジナル品種「せとみ」

「南海海」

・交互結実法およびシートマルチ栽培法

・中生温州新系統

・カットバック処理、など

○パネル展示

・かいよう病、ミカンバエなどの病害実物展示

・極早生温州の試食

・現地技術普及展示

・周防大島担い手支援センター相談コーナー

※平成19年度試験成績検討会は2月に行う予定です。

■問い合わせ／

山口県大島柑きつ試験場

☎77・1019

第2回ウォーキング大会の開催について

■日時／10月28日(日)

■受付

午前9時～9時30分

(久賀農業者健康管理センター)

■お問い合わせ／

久賀農業者健康管理センター

☎0827(41)0138

農道を経て、「グリーンズ

テイながうら」までの6.1キロのコース(現地解散)

※出発地点までのマイクロボスを運行します。その他「ながうら」では、参加賞の他、楽しみなビンゴ大会を予定しています。

参加を希望される方は、各教育支所へ10月19日(金)までに申し込みをしてください。

なお、当日受付もしますので、お問い合わせのうえご参加くださいますようご案内します。参加料は要りません。

■申し込み・問い合わせ／

教育委員会・体育指導委員

連絡協議会

☎78・2205

第19回石国矯正展

■日時／

11月10日(土)

午前9時～午後4時

11月11日(日)

午前9時～午後3時

■場所／岩国刑務所内

(岩国市錦見6・11・29)

■内容／

刑務所作業製品展示即売、朝市、相談コーナーなど

■問い合わせ／

岩国刑務所企画部門

☎0827(41)0138

元気ですか？
お元気ですか？

こうらは 保健師です

くおいしく楽しく、

元気な口腔で介護予防

口(口腔)は、話す・食べる・表情を豊かにするなど、元気で楽しい生活を送るために大切な役割を果たしています。その口の中が汚れたままだったり、合わぬ入れ歯で我慢していたりすると、食べ物がおおいしくない、かみにくい、飲み込みにくい、口の渇きが気になる、食欲が低下するなどの危険があります。これでは、体は動いても口腔機能はどんどん衰えて、「口の寝たきり」になってしまいます。また低栄養、脱水、誤嚥(ごえん)運動機能の低下、生きる楽しみの消失など、生活全般に悪影響を及ぼしてきます。

口の寝たきりを予防しましょう

- *口腔の手入れをする。
- 入れ歯をはずして磨く。歯・歯茎・舌・頬の内側もきれいに！
- *食前にうがいをする。
- 唾液の分泌を整え、スムーズな咀嚼(そしゃく)・嚥下(えんげ)を行うために効果的です。

周防大島町保健師

佐原 聡子

(地域包括支援センター)

*しつかりかむ。

かむ機能・飲み込む機能、唾液の分泌がよくなり、消化が促進されるだけでなく、脳への刺激になり認知症予防につながります。

*口腔体操を習慣にする。

唇・舌・頬・のど、あごなど口周辺の運動です。歌を歌う、早口言葉、おしゃべりをすることも効果的です。

*歯科検診をうける。

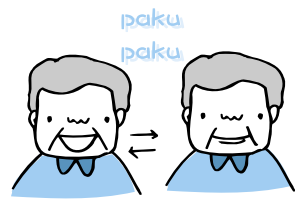
治療だけでなく、入れ歯の点検、補修、歯磨き指導などの相談を定期的に行いましょう。

「口の寝たきり」を防いで、いつまでもおいしく楽しく元気に生活していきましょう。

やってみましょう！

口腔体操

- ①口を閉じたまま頬を膨らませたりすぼめたりする。
- ②口を大きく開けて舌を出したり引っ込めたりする。
- ③舌を出して上下左右に動かす。



健康相談 カレンダー



10月		5日(月)	
21日(日)	休日当番医〈正木内科医院☎77-0021〉		育児相談〈9:30～11:30 久賀農業者健康管理センター〉 健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
22日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉 リトミック〈10:00～11:00 たちばなケアプラザ〉	6日(火)	健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉
23日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉	7日(水)	
		8日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
24日(水)		9日(金)	健康相談〈10:00～11:00 日良居公民館〉 健康相談〈12:30～14:00 情島公民館〉
25日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉	10日(土)	
26日(金)	1歳6か月児健康診査 〈受付 13:30～14:00 たちばなケアプラザ〉	11日(日)	休日当番医〈山中クリニック☎72-0152〉
27日(土)		12日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉
28日(日)	休日当番医〈久賀病院☎72-0074〉	13日(火)	児童巡回相談(要予約)〈10:00～17:00 たちばなケアプラザ〉 【申込先】子育て支援センターたちばな☎77-5505 健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 おたのしみ会(母子保健推進協議会久賀支部) 〈9:30～11:30 久賀総合センター〉 【申込先】健康増進課☎77-5504
29日(月)			
30日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉	14日(水)	
		15日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
31日(水)		16日(金)	
11月		17日(土)	
1日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉	18日(日)	休日当番医〈正木内科医院☎77-0021〉
2日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉	19日(月)	
3日(土)	休日当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉	20日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉
4日(日)	休日当番医〈野村医院☎76-0017〉		

3歳児健康診査のお知らせ



- ◆日時／11月30日(金) 13:00～14:00 (受付時間)
- ◆場所／たちばなケアプラザ
- ◆対象者／
 - ・平成16年9月22日～平成16年11月30日生まれの者
 - ・平成19年11月30日現在、3歳～4歳未満で未受診者
- ◆問い合わせ／健康増進課☎77-5504

P D F 版ではこのコーナーは掲載しておりませんのでご了承ください。

今月の納税

町県民税 第3期分
国民健康保険税 第4期分
納期限 10月31日(水)
詳細は税務課へ
☎74-1008

○周防大島町公式ホームページの固定資産税コーナーが新しくなりました。

11月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
B・C型肝炎抗体検査	13日(火)	10:00～11:00
骨髄バンク登録検査	13日(火)	9:00～10:00
乳幼児発達クリニック	22日(木)	13:00～16:00
エイズ抗体検査	13日(火)	9:00～10:00
思春期・ストレス相談	9日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	20日(火)	13:00～14:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

■問い合わせ／柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

周防大島町交通事故発生状況 (平成19年9月15日現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
70	3	81

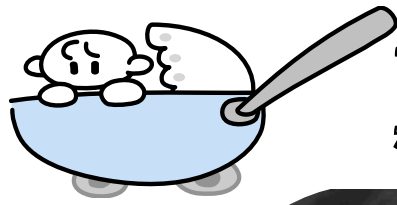
前年比

+18	+2	+18
-----	----	-----

物損事故件数

221	前年比	-19
-----	-----	-----

～ゆっくり走ろう 安全大島～



すくすく赤ちゃん集まれ!



たなかみずき
田中瑞貴ちゃん
 平成18年10月11日生まれ
 (久賀・八幡下)



おだかあずさ
尾高梓咲ちゃん
 平成18年10月13日生まれ
 (橘・油良東)



たかはしみゆ
高橋美優ちゃん
 平成18年10月17日生まれ
 (東和・平野塩屋)



はらだはるか
原田遥佳ちゃん
 平成18年10月13日生まれ
 (大島・西三浦蔵本)



くさのみお
草野美桜ちゃん
 平成18年10月30日生まれ
 (大島・小松開作小方)



ひらたゆいり
平田唯莉ちゃん
 平成18年10月20日生まれ
 (久賀・中瀬田)

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えるお子さんを紹介しています。写真は、掲載を希望する保護者から提供していただいています。

子育て応援!



(子育て支援センターたちばな)

するめ：塩分が高いので必ず湯とおしします。飲み込まないように大きく切って与えます。

こんぶ：長さ30cm幅2～3cmのものを塩けをよく洗い落とし、乾かしてから与えます。

ステーキ：厚さ2cm以上の牛の堅いもも肉を3×10cm以上の大きさに切り、強火でよく焼いて冷ましてから持たせます。

参考文献 久保田競著(主婦の友社)
 「能力と意欲を伸ばす積極育児法」

か ～くち～

8か月から1歳ごろの赤ちゃんは、きれいな歯並びにするためにもしっかりかませてあごを発達させることが大事です。かんでもかんでも減らないするめやこんぶは赤ちゃんに集中力とかむ力(咀嚼力)をつけます。咀嚼することは、脳への刺激となって脳の発達を促します。さらによくかむことや、自分でかみ切ったものを飲み込むこともじょうずになります。

人の動き (10月1日現在)

人口	21,078人	(62人減)
男	9,496人	
女	11,582人	
世帯数	10,767戸	(31戸減)